

施策の柱

7. 安全・安心な暮らしの確保

国の評価区分
【大区分】 自立支援・介護予防・重度化防止
【中区分】 その他

No.	施策	主な内容	目標		実績(見込含む)			評価及び課題	自己評価
			R2	R3	R2	R3	対比		
122	相談体制の充実	相談窓口の確保	相談窓口(地域包括支援センター)の周知・啓発を図るとともに、相談対応にあたる専門職の質の向上に努める。		地域包括支援センターの案内チラシ配布、広報紙への掲載した。(R3.3月号掲載)			市内3か所の地域包括支援センターでの相談対応に加え、高齢福祉課基幹型地域包括支援センターにおいても専門職を配置し、相談体制の充実を図っている。相談対応を行いながら、広報等で窓口の周知も図った。	◎
122	相談体制の充実	障がい者の相談体制	障がい者が高齢となっても安心した生活が継続できるよう体制整備を図る。 ・障がい者相談支援センターとの連携 ・関係者の障がい理解を図る。		地域包括支援センターと障がい児者相談支援センターの合同連絡会の開催(R3から) 合同連絡会:4回 出席機関: 地域包括支援センター(南・国・石) 障がい児者相談支援センター相談員 障がい福祉G 基幹型地域包括支援センター			対象者支援を円滑にするため、他分野の支援者同士の連携しやすい関係構築ができ、相互理解(他分野への理解を深める、勉強の場)となった。今後は、分野共通の課題や求められる社会資源の発掘に繋げていく。	◎
122	相談体制の充実	その他の相談体制	市消費生活支援センター、県高齢者相談センター、県南健康福祉センター等の広域的な相談窓口の啓発や各機関との連携により、幅広い相談に対応できる体制構築を図る。		各サロンに詐欺被害防止のチラシを配布した。 個別の相談については地域包括支援センターで関係機関と連携し対応した。			住民の通いの場に対し詐欺被害防止についての啓発を行い、地域包括支援センターにおいて個別の相談対応を行うことができた。高齢者のみ世帯や認知症高齢者の増加に伴い、更なる連携体制の強化が求められる。	◎
122	権利擁護事業の推進	成年後見制度の利用支援	①市長申立件数 ②報酬助成件数 ①3件 ②2件	①2件 ②4件	①8件 ②2件	①1件 ②1件	38%	対象者の問題解決を成年後見以外の方法も含めて関係機関と相談した上で市長申立の必要性を判断し実施した。 現在、社会福祉士部会において市長申立マニュアルの作成を進めており、社協、包括、行政が申立の流れについて共通した認識を持って対応できるよう取り組んでいく。	△

No.	施策	主な内容	目標		実績(見込含む)			評価及び課題	自己評価
			R2	R3	R2	R3	対比		
123	権利擁護事業の推進	法人後見制度	①法人後見利用相談件数 ②法人後見利用実績 ①0件 ②3件	①1件 ②4件	①1件 ②4件	①1件 ②5件	113%	法人後見の利用については申立と利用可否の検討を同時に進めていく必要があり、社協担当者との連携を密にしていく必要がある。	◎
123	権利擁護事業の推進	市民後見制度	・市民後見制度の普及の前段として、成年後見制度の周知強化を図る。 ・社会福祉協議会及び社会福祉Gと連携を図り、検討していく。		成年後見制度の普及啓発も兼ねた「成年後見制度なんでも相談会」を年7回開催。広報しもつげに成年後見制度の紹介記事を掲載した。			親族等による成年後見が受けられない高齢者の増加が見込まれるため、市民後見人を確保できる体制を関係機関と連携して整備していく必要がある。	○
123	権利擁護事業の推進	日常生活自立支援事業(あすてらすしもつけ)	①継続利用者(契約者)数 ②新規利用相談者数 ③新規利用契約者数 ①23人 ②6人 ③2人	①25人 ②10人 ③3人	①26人 ②13人 ③3人 ※①は延べ人数	①26人 ②6人 ③7人 ※①は延べ人数	132%	R2年度までは壬生町の利用者への支援も下野市(社協)で対応していたが、R3年度より体制が変更となり、下野市民のみの契約となっている。利用につながる方が抱えている問題が複雑化する前に利用開始に繋がるよう引き続き連携の強化が求められる。	◎
124	高齢者虐待防止対策の推進	高齢者虐待防止ネットワーク事業	虐待事例の複雑・多様化により、対応困難事例の増加が予想されるため、関係機関との情報共有や連携強化を図っていく体制づくりを継続する。		開催:1回 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催とした。			国、県、市における虐待報告件数や対応内容について情報共有し、文書により意見収集を実施した。早期発見に繋げるために、関係機関及び他課との連携強化が今後も求められる。	◎
124	高齢者虐待防止対策の推進	虐待対応マニュアル	複雑化した事例等に対応するため、マニュアルを作成し、適宜見直しを図る。		見直しなし。 令和2年改訂版活用			専門部会でマニュアル内容を共有し、検討した。関係者への周知方法を工夫し、迅速な虐待対応に取り組む。	◎
124	日常生活の安全対策	高齢者見守りネットワーク協定事業所数(括弧内は新規)	26(2)	28(2)	26(2)	27(1)	96%(50%)	新規が1か所のみとなってしまったが、現時点でもう1か所締結見込みの事業所がある。 今後の課題として、数的に頭打ちとなっている業種もある中、他の内容で市と協定を締結している事業者を洗い出すなど、工夫しながら協定事業所数の増加に取り組む。	△

No.	施策	主な内容	目標		実績(見込含む)			評価及び課題	自己評価
			R2	R3	R2	R3	対比		
124	日常生活の安全対策	消費者被害対策 特殊詐欺対策電話機等の購入費の一部補助申請件数	160件	130件	146件	110件(見込)	85%	特殊詐欺撃退機器(電話機等)の購入助成を行い、詐欺被害の未然防止を図った。 今後の課題として、多様化・複雑化する消費者被害に対応するため、引き続き本制度の周知と活用促進に努める必要がある。	◎
125	防災・災害対策	避難行動要支援者登録人数	4,229人	4,300人	4,396人	4,371人	102%	民生委員児童委員協議会等を通じ対象者を特定の上、登録に結びついている。 今後の課題として、個別避難計画作成に向けた仕組みを整備する必要がある。	◎
125	防災・災害対策	防災対策の強化	①福祉避難所拡大のため新規介護事業所等と協定締結を進める。 ②浸水想定区域内に立地するすべての事業所に対し災害時の避難確保計画策定について周知する。		①新規施設がないため協定締結なし。 ②市内に2か所ある既存の浸水想定区域内事業所については、避難確保計画策定について周知済みである。			①②ともに新規施設がなかったことから、現状維持となる。 今後、新規に施設が設置される場合には、開所のタイミングで協定締結できるよう、また避難確保計画を早期に策定するよう母体となる事業所に働きかけていく。	○
125	感染症等の対策	継続的にサービスを提供できるよう介護事業所等と連携し、感染症の拡大防止に努める。	1. 平常時における感染症等への備え。 2. 感染症等発生時に対する備え。		1. 業務継続計画(BCP)を策定するよう集団説明を実施した。 厚労省からの感染症に関する通知を関係機関宛て周知した。 2. 同省から提供されるマスクや手袋を定期的に配付した。			厚労省からの新型コロナウイルス感染症に関する重要な周知事項は、頻回に事業所や施設へ案内した。令和4年度においても、継続して実施する。	◎